

平成27年10月5日
マイナンバー制度スタート

やむを得ない理由により
住所地において通知カードの送付を
受け取ることができない方へ

登録は
お早めに

やむを得ない理由により住民票の住所地で「通知カード」を受け取ることができない方^{*}は、住民票のある住所地の市区町村に居所情報登録申請をしてください

申請期限

9月25日(金)

(持参
又は
必着)

※申請が必要な方

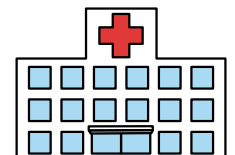
① 東日本大震災による被災者で
住所地以外の居所に避難されている方



② DV、ストーカー行為など、児童虐待などの被害者で
住所地以外の居所に移動されている方



③ 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に
入院・入所されている方



申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)
などで入手又はダウンロードできます。